

令和7年度

一般廃棄物処理(焼却)施設整備基本構想策定業務

仕 様 書

令和7年4月

中・北空知廃棄物処理広域連合

第1章 総則

1. 業務の目的

中・北空知廃棄物処理広域連合（以下、「広域連合」という。）が所有する、中・北空知エネクリーン（以下、「本施設」という。）は、平成25（2013）年4月に供用開始されてから、令和7（2025）年度で13年目を迎え、第1期の15年間の施設運営管理業務が、令和9（2027）年度において終了する予定であります。今後この施設を継続運営するには機器等の大規模な更新、基幹改良事業を要すると提言を受けており、それには多額の事業費が必要と推測されるところである。

また、国では海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「新プラ法」という。）が、令和4（2022）年4月に施行されている。

その基本方針は、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進することを目的に、

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

の大きく3つが掲げられている。

しかし、プラスチック製品の再資源化等に係る事業は、広域連合圏域において現在のところ実施されていないことに加え、全国的に見ても実施事例が少ないことから、その効果について現時点で評価は困難である状況である一方、構成市町においては本施設の基幹改良事業実施の際に交付金等を活用する場合、一部の市町には新プラ法の対応が必要とされるものの、その対応に係る経費や地域住民などへの影響は、非常に大きいものと推測される。加えて、広域連合を構成する市町において保有しております、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合、（以下「3衛生組合」という。）における一般廃棄物処理の中継施設については、平成15（2003）年に建設されて今年度で22年目を迎え、今後は設備機械等の経年劣化などの理由により基幹改良が必要な状況になってきていると判断される。

こうした多くの問題は、将来にわたり広域連合圏域の一般廃棄物処理に係る処理経費を大きく押し上げる状況となっていく、最終的に構成市町や住民への大きな負担となっていくことが容易に推測される。

そこで、広域連合圏域の一般廃棄物を安定的に処理するために、周辺環境における懸案される事案等を考慮しながら総合的な視点に立った整備方針の策定などが急務とされており、本委託業務においては、今後の一般廃棄物処理を見据え、焼却施設の基幹的設備改良、または全面的な施設更新などの処理方式についての基本構想を策定し、今後のごみ処理の方向性を具体化することを目的とする。

2. 業務名

一般廃棄物処理(焼却)施設整備基本構想策定業務

3. 履行場所

- | | |
|------------------------------|------------------|
| (1) 北海道歌志内字東光 30 番地 17 | (中・北空知廃棄物処理広域連合) |
| (2) 北海道深川市一已町字一已 1863 | (北空知衛生センター組合) |
| (3) 北海道滝川市東滝川 760 番地 1 外 | (中空知衛生施設組合) |
| (4) 北海道砂川市西 8 条北 22 丁目 127-6 | (砂川地区保健衛生組合) |

4. 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5. 適用範囲

本仕様書は、一般廃棄物処理（焼却）施設整備基本構想策定業務に適用する。また、本仕様書は、本業務を受託したもの（以下、「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示すものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

6. 関係法令の遵守

受注者は業務の実施に当たり、関係諸法規、基準及び各種マニュアル等を遵守しなければならない。

- (1) ごみ処理施設性能指針
- (2) 循環型社会形成推進基本法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- (6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- (7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- (8) その他関係法令、条例、規則等

7. 資料の貸与

広域連合及び3衛生組合は、業務の遂行上必要な資料で、広域連合及び3衛生組合が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受注者は業務が完了したときは速やかに返却するものとする。

8. 中立性の義務と秘密保持

受注者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務の遂行上知りえた秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

9. 業務の指示及び監督

受注者は、本業務の実施にあたり、当該契約に基づき連合と密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

また、本仕様書の解釈に疑義が生じたとき、並びに仕様書に明記されていない事項について判断が必要なときは、連合と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

10. 業務の実施

受注者は、業務を実施するにあたり、広域連合の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確・丁寧に行うものとし、下記の管理技術者、照査技術者を配置するものとする。なお、業務の実施にあたり、不定期の打合せ等に対応出来る様にするために、発注者において事前に承認された有資格者を北海道に複数人在席していること。

(1) 管理技術者

管理技術者は、技術士法に定める技術士（総合技術監理部門：衛生工学部門で選択科目が廃棄物分野）又は、技術士（衛生工学部門で選択科目が廃棄物分野）又は、技術士（環境部門のうち選択科目が環境保全計画）又は、RCCM（廃棄物）の資格を有する社員とし、業務全般の管理を行うものとする。なお、過去10年以内に同種又は類似業務を元請けとして履行完了した実績を有する者であること。

※同種業務：一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務

※類似業務：一般廃棄物処理施設基本計画策定業務又は一般廃棄物処理施設計画設計業務

(2) 照査技術者

照査技術者は、技術士法に定める技術士（総合技術管理部門：衛生工学部門で選択科目が廃棄物分野）又は、技術士（衛生工学部門で選択科目が廃棄物分野）又は、技術士（環境部門のうち選択科目が環境保全計画）又は、RCCM（廃棄物）の資格を有する社員とし、業務内容に関して精査・検証を行う

ものとする。

11. 関係官庁、関係機関への協議の協力

関係官庁、関係機関、有識者との協議が必要な場合は、協議資料の作成、協議の立会い、助言、議事録の作成を行うこと。同様に、広域連合から要請のあった必要な資料の作成を行うこと。

12. 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合、速やかに連合と協議のうえ決定するものとする

13. 打合せ協議及び記録簿の作成

受注者は、必要に応じて連合と打合せや協議を行い、終了後は記録簿を作成のうえ、概ね7日以内に広域連合に提出し確認を受けるものとする。

なお、打合せは初回、中間、完了時の4回程度とするが、委託者が要求した場合は協議を行わなければならない。

14. 業務実施計画書の提出

受注者は、契約締結後遅滞なく、広域連合と協議の上、本仕様書に基づいた業務の具体的な実施計画書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

15. 成果品

委託期間の終了時に、以下に示す成果品を作成し納品すること。（基本数量であり変更可）なお、成果品の詳細については相互打合協議の上、決定する。

- （1）基本構想検討資料 10 部
- （2）上記電子データ 1 式

第2章 業務内容

1. 本委託業務の主な検討事項

- （1）本施設における機器の劣化状況の把握ならびに基幹改良工事費、施設運営管理費用の算出
- （2）本施設における基幹改良の実施時期、2期目の目標延長年の算定
- （3）本施設における基幹改良時の補助金及び交付金等の活用の為の条件整理及び影響度の算出
- （4）新処理方式等による可燃ごみ処理についての検討ならびに影響度に関する考察
- （5）新プラ法に係る、3衛生組合における影響等、今後の施設運営等想定される要因等の整理

2. 中・北空知エネクリーンの延命化方針の検討

中・北空知エネクリーンの設備等の状況、設計・施工メーカへのヒアリング等を踏まえて、本施設の延命化方針を検討する。

検討内容や検討後のアウトプットのイメージは次のとおりである。なお、検討に際しては、広域連合が策定したロードマップを踏まえることとする。

- （1）設備の耐用年数や劣化状況
- （2）目標年の設定
 - ① 基幹的設備改良事業実施後：10～15 年稼働
 - ② 基幹的設備改良事業実施後：10 年未満の稼働 ⇒ 新設
 - ③ 現状の維持管理＋修繕 ⇒ 新設または新たな処理方法
 - ④ その他
- （3）中・北空知エネクリーンの目標年までの事業費の検討

(4) 事業スケジュールの検討

施設を整備するにあたって必要な調査・計画・工事・解体のスケジュール

(5) 延命化における問題点の整理

3. 目標年次における要処理量及び施設規模の算定

広域化実施計画で整理した、広域連合で処理する必要がある廃棄物の目標年次における計画処理量等や施設規模について整理する。

4. 可燃ごみ処理方式の検討

今後の本広域連合における適した可燃ごみに処理方式を検討し、基本方針を立てスクリーニングを行い、将来ごみ量等を踏まえ、メリット・デメリット等を整理して検討する。

なお、可燃ごみの直接埋立についても処理方式の一つとして検討を行う。また、検討実施にあたり必要に応じて導入している自治体や民間企業へのヒアリングを行う。

5. 事業方式の検討

廃棄物処理施設の事業方式は、PFI 方式、DBO 方式、公設公営、公民連携など、多様化していることから他都市の事業方式も踏まえて広域連合に採用可能な事業方式を整理する。

また、必要に応じて公民連携による処理自治体や民間企業に対してのヒアリング等による市場調査を行う。

以上の検討内容を、事業手法別に定量的・定性的な評価に基づき総合評価としてとりまとめる。

6. 法制度及び交付金等の活用

上記で検討した結果について、法制度上の課題、国等の補助金や交付金の活用について整理する。

7. ロードマップの見直し

上記で検討した内容を踏まえて現在広域連合で想定している廃棄物処理に関するロードマップ、スケジュールの見直しを行う。

8. 基本構想の整理及び作成

これまでの検討結果を踏まえ、次期可燃ごみ処理方式について基本的な方向性及び今後の課題について整理し、基本構想を作成する。